第七期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産　一三二、一九二
固定資産　三、四八六
合計　一三五、六七八

負債及び純資産の部

流動負債　四五、五七八
株主資本　九〇、〇九九
資本金　一〇、〇〇〇
利益剰余金　八〇、〇九九
利益準備金　二、五〇〇
その他利益剰余金　七七、五九九
（うち当期純利益）　（五一、一二六）
合計　一三五、六七八

平成二十二年六月十八日

東京都中央区築地六丁目一九番二一号

株式会社ｂｌｅｓｓ ｙｏｕ

代表取締役社長　平野　宣雄

第四十期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表　（単位・円）

資産の部

流動資産　二五、三九〇、六五〇
固定資産　五八、七六四、六二六
合計　八四、一五五、二七六

負債及び純資産の部

流動負債　三、三四三、四〇〇
固定負債　一五、一五九、〇〇〇
株主資本　六五、六五二、八七六
資本金　一〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金　五五、六五二、八七六
利益準備金　二、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金　五三、一五二、八七六
（うち当期純利益）　（四、一八四、六四一）
合計　八四、一五五、二七六

平成二十二年六月十八日

岐阜市鍵屋東町三丁目一九番地

社会協力産業株式会社

第四十三期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産　一、一一七、一七五
固定資産　一、一一二、三九〇
合計　二、二二九、五六五

負債及び純資産の部

流動負債　九九一、六四一
固定負債　二五、〇八五
株主資本　一、二一一、四二〇
資本金　九〇、〇〇〇
資本剰余金　一、二六八、八六二
資本準備金　六八五、〇〇〇
その他資本剰余金　五八三、八六二
利益剰余金　△一四七、四四二
その他利益剰余金　△一四七、四四二
（うち当期純利益）　（六六、三九九）
評価・換算差額等　一、四一九
その他有価証券評価差額金　一、四一九
合計　二、二二九、五六五

平成二十二年六月一日

大阪府大東市御領三丁目七番六号

ＪＦＥ商事大阪ブリキセンター株式会社

代表取締役　大橋　弘昌

第十三期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産　二〇九、六四〇
固定資産　二八、〇一五
合計　二三七、六五五

負債及び純資産の部

流動負債　一八九、七六六
固定負債　六七五
役員退職慰労引当金　四七二
その他固定負債　二〇三
株主資本　四七、二一二
資本金　五〇、〇〇〇
利益剰余金　△二、七八七
その他利益剰余金　△二、七八七
（うち当期純利益）　（一八、五五五）
合計　二三七、六五五

平成二十二年六月十八日

沖縄県那覇市久茂地三丁目二一番一号

株式会社電通沖縄

代表取締役社長　仙波　保隆

配当公告

群馬県前橋市清野町一五八番地

破産者　間仁田運送株式会社

第三三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二三、二五八、六四二円

一、配当することのできる金額

金一三、二六二、四八五円

平成二十二年六月十八日

群馬県前橋市川原町七二二番地一

破産管財人　増田　智之

配当公告

長野県松本市大字笹賀五二一一番地

破産者　有限会社カーオフィス内川

右の者に対する長野地方裁判所松本支部平成二十一年（フ）第一三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九三一、六七七、九〇九円

（内優先債権額　金一、四四三、八九七円）

一、配当することのできる金額

金五二、三四四、三六七円

（内優先債権額　金一、四四三、八九七円）

平成二十二年六月十八日

長野県松本市北深志二丁目三番五号

破産管財人　髙野尾三穂

配当公告

徳島県板野郡北島町中村字寺裏九番地一六

破産者　株式会社マルサン

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十年（フ）第二二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六〇、六三四、六四〇円

一、配当することのできる金額

金三二、二九七、八五九円

平成二十二年六月十八日

徳島市徳島本町二丁目三五番地

破産管財人　野々木靖人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市本町三丁目五四番地、最後の住所北海道留萌市野本町四番地の四野本中央団地Ａ棟二〇五　被相続人　亡　石黒　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日

北海道旭川市末広四条六丁目七番八号

相続財産管理人弁護士　小田嶋真悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市七条西一七丁目六番地四六、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　砂原　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日

北海道岩見沢市北五条西一七丁目一番一四号　相続財産管理人司法書士　佐々木正登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市見和二丁目四七三番地二九、最後の住所茨城県水戸市見和二丁目四七三番地の二九　被相続人　亡　福田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号

カナザワビル五階武田隆志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市喜連川四八一一番地三、最後の住所栃木県さくら市早乙女六四番地一

被相続人　亡　小林　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日

栃木県大田原市城山二丁目四番一八号パークサイドレジデンス五〇二号

相続財産管理人　潮田　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市渋川二四二四番地、最後の住所群馬県渋川市渋川七八四番地　被相続人　亡　上原　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日

群馬県前橋市千代田町一丁目一四番二〇号

相続財産管理人　弁護士　藤口　光洋